

追加的健康確保措置について

愛知県保健医療局健康医務部
医務課地域医療支援室

本日の説明項目一覧

- 1 面接指導・就業上の措置について
- 2 勤務間インターバルと代償休息について
- 3 医療法25条第1項に基づく立入検査について

1 面接指導・就業上の措置 について

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師には、面接指導が実施されます。

本人からの申出がある場合に実施する労働安全衛生法による面接指導と異なり

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）

⇒本人の希望の有無にかかわらず、面接指導を受けなければなりません。



管理者の義務について

- ・面接指導対象医師に対し、**面接指導を実施すること**
- ・面接指導実施医師に、面接指導に**必要な情報を提供すること**
- ・面接指導実施後、健康確保措置についての**面接指導実施医師の意見を聞くこと**
- ・必要なときは、面接指導対象医師の健康確保のため、労働時間の短縮、宿直の回数の減少、その他の**適切な措置を行うこと**
- ・面接指導、面接指導実施医師の意見、健康確保措置の内容を**記録、保存すること等**



就業上の措置について

- 医療機関の管理者は、面接指導の結果に基づく面接指導実施医師の意見を聴くこととされています。この意見を受けて管理者が必要と認める場合には、管理者はその医師に対して、**必要な就業上の措置を行う必要があります。**
- 就業上の措置は医師の健康状態に応じて検討されるものです。
 - ・当直・連続勤務の禁止や制限
 - ・就業内容・場所の変更
 - ・時間外労働の制限
 - ・就業日数や就業時間の制限などの措置
- なお、面接指導の結果を問わず、時間外・休日労働が月155時間（＝年1860時間相当）を超えた医師に対しては、**速やかに何らかの労働時間短縮のための具体的措置を行うことが、管理者には義務付けられています。**



2 勤務間インターバルと 代償休息について

十分な休息時間（睡眠時間）を確保するため、
医師の勤務間のインターバルのルールが設定されています。

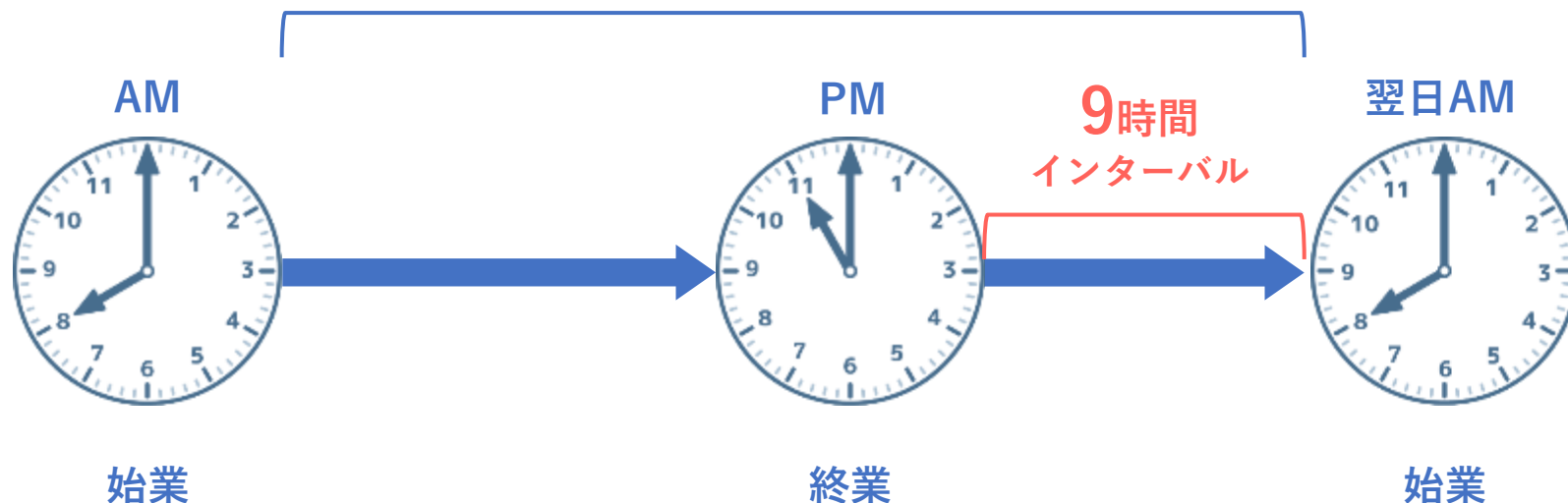


連続した休息時間を確保し、
仕事から離れることが、
心と体の健康のためには重要です。

※ 休息時間を細切れにとることは
認められません。

勤務間インターバルが確保された状態の働き方のイメージ

24時間



日勤



休息



日勤

※ 始業・終業の時間はいずれも事前に予定されたもの。

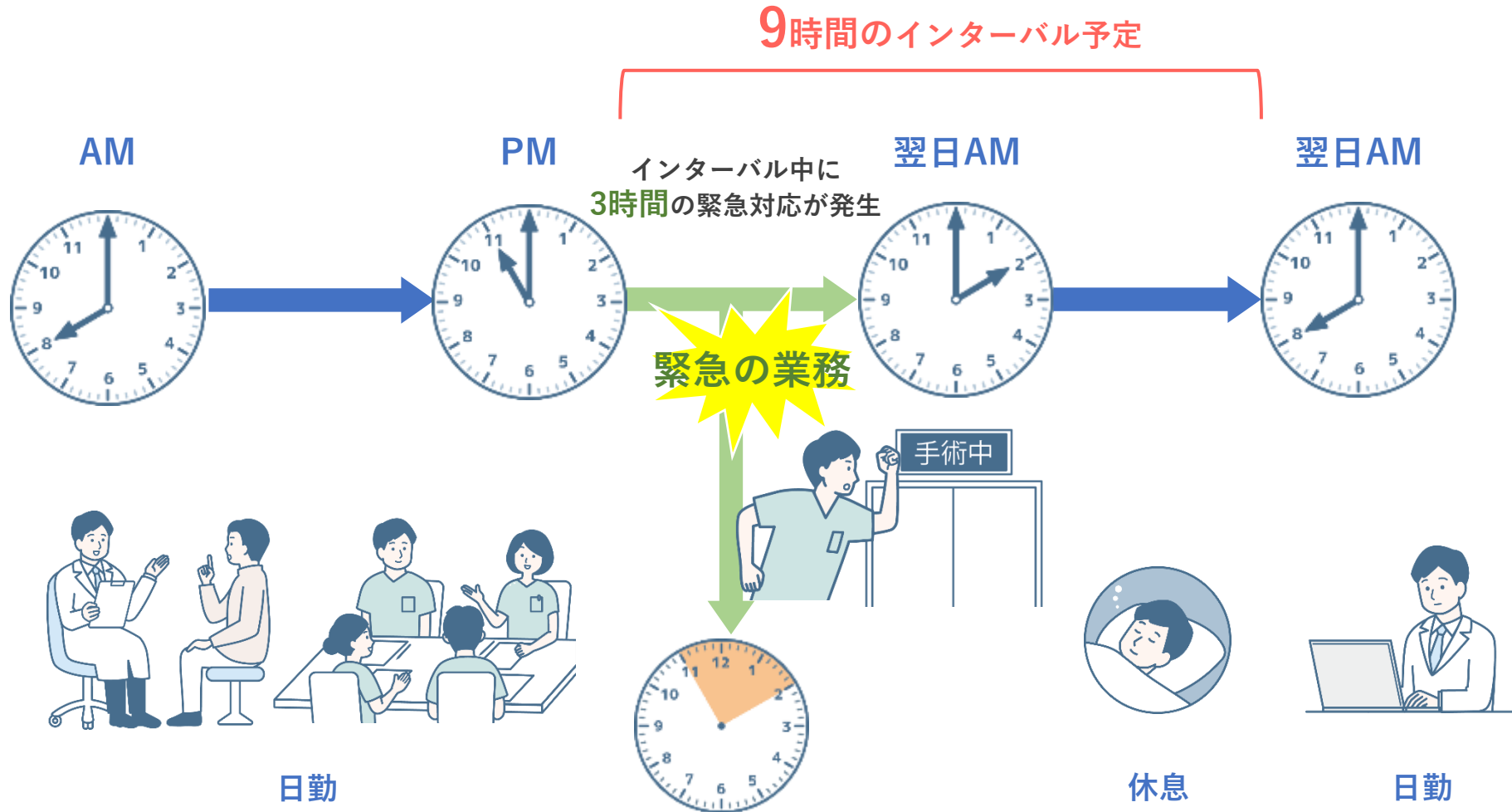
勤務間インターバルが確保された状態の働き方のイメージ

46時間



※ 始業・終業の時間はいずれも事前に予定されたもの。

休息中でも、緊急の業務が発生した場合は対応が可能です。
このような場合には、代償休息が与えられます。



この3時間分の代償休息は**翌月末まで**に与えられます。

休息中でも緊急で業務が発生した場合は
対応することが可能です。

注意

シフトを作成する時点で、
適切な休息が確保されていないものは認められません。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
			1 日勤	2 休暇	3 宿直	4 午前勤
5 日勤	6 日勤	7 休暇	8 宿直	9 午前勤	10 日勤	11 日勤
12 日勤	13 休暇	14 宿直	15 午前勤	16 日勤	17 休暇	18 日勤
19 日勤	20 日勤	21 休暇	22 宿直	23 午前勤	24 日勤	25 日勤
26 日勤	27 日勤	28 休暇	29 宿直	30 午前勤		

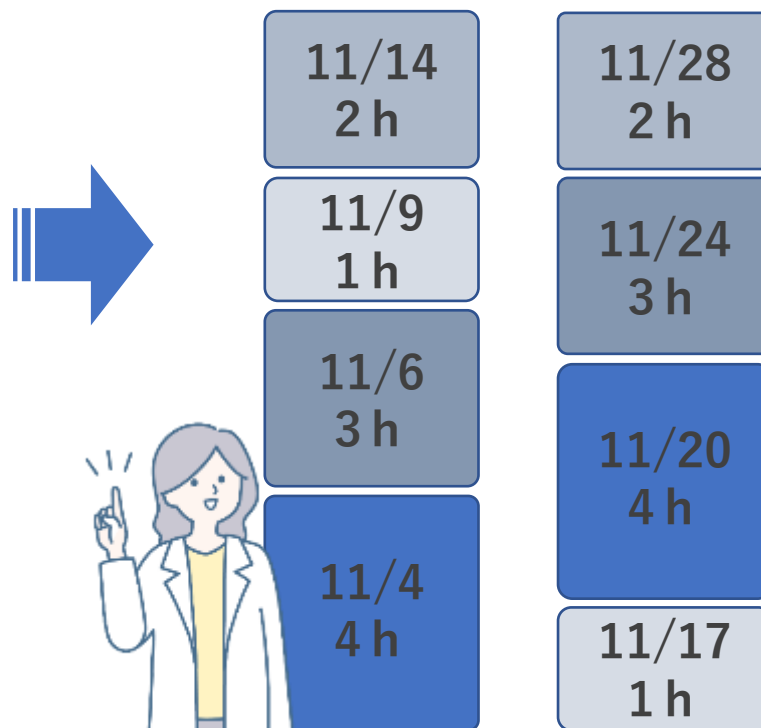


インターバル中に働いた場合は、代償休息が与えられます。

(例)11月に発生したインターバル中の
突然の業務

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
			1	2	3	4 4h
5	6 3h		8	9 1h	10	11
12	13	14 2h	15	16	17 1h	18
19	20 4h		22	23	24 3h	25
26	27	28 2h	29	30		

累積20時間分の代償休息が
12月末までに与えられます。



医療機関の特性別に求められる措置の内容

■医療機関の特性に応じた上限規制の適用分類別に求められる追加的健康確保措置の内容

1つの医療機関内	医療機関に必要な指定	医師の健康、医療の質を確保するための追加的健康確保措置	
		連続勤務時間制限28時間(宿日直許可なしの場合)・勤務間インターバル9時間の確保・代償休暇のセット	面接指導(睡眠・疲労の状況の確認を含む)・必要に応じ就業上の措置(就業制限、配慮、禁止)
診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準にある医師	—	努力義務 (実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く)	時間外労働が月100時間以上となる場合は義務 (時間外労働実績が月80時間超となった段階で睡眠及び疲労の状況についての確認を行い、A水準適用対象者の場合は疲労の蓄積が確認された者について、B・C水準適用対象者の場合は全ての者について、時間外労働が月100時間以上となる前に面接指導を実施) (当月の時間外・休日労働が155時間を超えた場合の就業上の措置については、A・B・連携B・Cいずれの水準の適用医師にも、当該時間が155時間を超えた場合に労働時間短縮のための具体的措置を行う)
地域医療確保のために派遣され、兼業先と通算で長時間労働が必要となる医師	連携B	義務	
救急医療等の業務に従事し、長時間労働が必要となる医師	B	義務	
長時間、集中的に経験を積む必要のある研修医及び専攻医	C-1	義務 (臨床研修医については、連続勤務時間制限及び勤務間インターバルを徹底し、連続勤務時間制限15時間、勤務間インターバル9時間を必ず確保すること)	
特定の高度な技能の修得のため集中的に長時間修得する必要のある医師	C-2	義務	

3 医療法25条第1項に基づく 立入検査について

立入検査項目

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において追加で確認が必要な検査項目があります。

項 目	概 要	対 象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定労務管理対象機関

※特定労務管理対象機関：都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。

1. 面接指導の実施

面接指導の実施状況の確認の概要は以下のとおり。

1. 確認事項

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。

2. 確認方法

（1）面接指導対象医師をリストアップ

医療機関は、直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧（※）を提示。確認対象である面接指導対象医師をリストアップする。

（2）面接指導の実施を確認

- ☐ 医療機関は「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」（※）を提示。必要な事項が記載されており、適切な時期に面接指導が実施されていることを確認。
- ☐ 面接指導実施医師により面接指導が実施されていることを確認。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

2. 就業上の措置

面接指導の就業上の措置の実施状況の確認の概要は以下のとおり。

1. 確認事項

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認の上、面接指導実施医師意見に基づき、措置の要否や措置の内容について記載された記録があることを確認。

2. 確認方法

（1）面接指導対象医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧」(※)を提示し、確認対象である面接指導対象医師をリストアップする。 ※「1. 面接指導の実施」と同一一覧。

（2）面接指導の就業上の措置の実施を確認

- ☐ 面接指導実施医師の意見に基づく措置内容について、「措置の要否や措置の内容について記載された記録」(※)を提示し、必要な記載があることを確認。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

3. 就業上の措置（155時間超の場合）

1. 確認事項

時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。



2. 確認方法

(1) 対象の医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が155時間超となった医師の一覧」(※)を提示し、確認対象である医師をリストアップする。



(2) 労働時間短縮のための措置を確認する

- ☐ 「労働時間短縮のための必要な措置の内容について、記載された記録」(※)を提示し、必要な記載があることを確認。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

4. 勤務間インターバル・代償休息の確保

対象：特定労務管理対象機関

1. 確認事項

特定労務管理対象機関の特定対象医師について、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認。

2. 確認方法

(1) 特定対象医師の名簿の提示

- 医療機関は、「特定対象医師の名簿」(※)を提示する。立入検査を実施する機関は、当該リストから確認対象とする複数の医師を指定する。

(特定対象医師)

特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況が1年について時間外・休日労働時間が960時間を超えることが見込まれる者

(2) 勤務状況が分かる資料の提示

- 医療機関は、指定された医師に関し、「直近1年間のうち任意の1ヶ月分の勤務予定及び勤務時間の実績等の勤務状況が分かる資料」(※)を提示する。

(3) 勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認する

- 勤務状況が分かる資料を確認し、指定した医師について勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認する。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

立入検査にあたって提示が求められる資料の一覧

医師の働き方改革関連の検査項目について、提示が求められる資料の一覧は以下のとおり。

立入検査を実施する機関によって、提示を求める資料が異なる場合がありますので、その場合は、立入検査を実施する機関の指示に基づき対応して下さい。

項 目	提示資料	対 象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧 ・長時間労働医師面接指導結果及び意見書 ・面接指導実施医師養成講習会の修了証書	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧（※1. 面接指導の実施」と同じ一覧） ・措置の要否や措置の内容について記載された記録	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が155時間超となった医師の一覧 ・労働時間短縮のための必要な措置の内容について記載された記録	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	・特定対象医師の名簿 ・直近1年間のうち任意の1ヶ月分の勤務予定及び勤務時間の実績等の勤務状況が分かる資料	特定労務管理対象機関

※特定労務管理対象機関：都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。